

令和8年度 世羅町職員採用候補者試験（第2次募集）案内

令和8年7月14日
世 羅 町

◇ 申込受付期間

令和8年7月14日(火)～令和8年8月14日(金)

◇ 第1次試験日

令和8年9月6日(日) 午前9時から (受付：午前8時30分から)

◇ 採用予定日

令和9年4月1日(木) 予定

1 試験職種・採用予定人員及び職務の概要

試験職種	採用予定人員	職務の概要
一般事務	5人程度	町長部局、教育委員会等において、一般行政事務に従事します。
保健師	4人程度	町長部局、教育委員会等において、主に専門的知識を必要とする業務に従事します。 ※一般行政事務も有り。
保育士	1人程度	町長部局、教育委員会等において、主に専門的知識を必要とする業務に従事します。

2 受験資格

試験職種	年齢及び資格・免許等
一般事務	平成12年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた人
保健師	平成4年4月2日以降に生まれた人で保健師の資格を有する人 (令和8年度実施の国家試験による資格取得見込者を含む。)
保育士	平成4年4月2日以降に生まれた人で保育士の資格を有する人 (令和9年3月31日までに資格取得見込者を含む。)

- (1) 令和8年度世羅町職員採用候補者試験（第1次募集）の第1次試験合格者は、上記の試験職種「一般事務」を受験することができません。

- (2) 学歴は問いません。
- (3) 次のア～ウのいずれかに該当する者は受験できません。
- ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- イ 世羅町職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- (4) 申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合は、合格を取り消すことがあります。

3 受験手続

受験手続は、次のいずれかの方法により行ってください。

(1) 試験案内・申込書の請求

直接受取る場合	次の配布場所で直接受取ってください。 ・世羅町役場総務課 ・せらにし支所生活課 ※ 配布時間は午前8時30分から午後5時15分まで (土・日曜日及び休日を除く。)
郵送により請求する場合	◇ 請求用封筒の表左下に<u>赤字で「試験案内・申込書請求」と書き、裏に差出人の郵便番号・住所・名前を明記してください。</u> ◇ 140円切手を貼った返信用封筒(郵便番号・住所・名前を明記)を同封して、次の請求先に請求してください。 (請求先) 〒722-1192 広島県世羅郡世羅町大字西上原 123 番地 1 世羅町役場 総務課総務係(職員事務担当) ※ <u>返信用封筒は、A4サイズが入る角型2号(34cm×24cm)を使用してください。</u> ※ <u>8月5日(水)以降、郵便により請求する場合は、「速達」で請求し、440円切手を貼った返信用封筒(「速達」と表示し、郵便番号・住所・名前を明記)を同封してください。</u>
ホームページよりダウンロードする場合	◇ 世羅町ホームページにて、募集案内並び試験申込書(様式)をダウンロードすることができます。 【世羅町公式ホームページアドレス】 https://www.town.sera.hiroshima.jp ※ダウンロードした試験申込書(様式)は、白地の上質紙(A4サイズ・210mm×297mm)へ印刷して使用してください。

(2) 申込方法

申込受付期間 令和8年7月14日(火)～令和8年8月14日(金)

持参する場合	<u>世羅町役場総務課</u> へ提出してください。 ※ 受付時間は午前8時30分から午後5時15分まで (土・日曜日及び休日を除く。)
郵送する場合	封筒の表左下に <u>赤字で「申込書在中」と書き、裏に差出人の郵便番号・住所・名前を明記のうえ、特定記録郵便又は簡易書留</u> で総務課(前表の「請求先」を参照)へ郵送してください。 ※ <u>8月14日(金)の消印があるもので有効。</u> ※ 郵便局で発行される受領証は受験票が届くまで大切に保管してください。 ※ 提出書類は、クリアファイル等へ入れないで、そのまま封筒に入れて郵送してください。

(3) 提出書類

○申込書 1部(町指定様式)

○職歴書 1部(町指定様式) 職歴が4つ以上ある人のみ。

※ 申込書は、黒の万年筆又はボールペンにより楷書で所要事項を自書してください。
消えるボールペンやワープロなどによる記入は認められません。

※ 満年齢の記入は、申込み時の年齢ではなく、令和9年4月1日の年齢としてください。

※ 職歴は、申込書の職歴欄へ記入すると共に、職歴が4つ以上ある場合は、別紙、職歴書へ全ての職歴を記入して提出してください。

身体に障害があり、試験会場において配慮を必要とする場合は、申込みの際に必ず申出てください。

(4) 受験票の交付

受験票は、申込書の5欄「現住所」へ記入された住所へ後日送付します。

※ 9月1日(火)頃までに届かない場合は、総務課へお問合せください。

※ 受験票が届きましたら、最近3か月以内に撮影した脱帽上半身のもの(写真サイズ:縦5.5cm×横4.5cm、カラー)を貼って試験当日持参してください。

※ 試験当日、受験票がない又は受験票に写真を貼ってないものは受験できません。

※ 再発行等はいきませんので、受験日には必ず持参してください。

4 試験の方法

(1) 第1次試験

ア 教養試験（高等学校卒業程度）と適性検査を行います。

イ 試験内容、問題形式及び試験時間は次のとおりです。

試 験	試 験 内 容	問題形式	試験時間
教養試験	時事、社会・人文に関する一般知識及び文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力についての筆記試験	択一式	2 時間
適性検査	職務遂行に必要な適性や性格特性検査	択一式	1 時間

(2) 第2次試験（第1次試験合格者に対して行います。）

・面接試験(個別面接及び企画提案試験)

5 試験の日時・場所・合格発表

試験区分	日 時	場 所	実施方法	合 格 発 表
第1次試験	令和8年 9月6日(日) 午前9時～ 午後1時頃 ※受付開始 午前8時30分～	甲山農村環境改善 センター 世羅郡世羅町大字 西上原 123 番地 1	世羅町が 直接行い ます。	令和8年9月16日(水) 午後1時、世羅町役場本 庁舎及びせらにし支所の 掲示板に掲示のほか、合 格者に通知します。 ※1時間後にホームページ掲載
第2次試験	令和8年 10月31日(土)又は 11月1日(日)予定 日時は、第1次試験合格通知書において 指定します。	世羅町役場	世羅町が 直接行い ます。	令和8年11月中旬、世羅 町役場本庁舎及びせらに し支所の掲示板に掲示の ほか、合格者に通知しま す。 ※1時間後にホームページ掲載

※第1次試験に昼食の休憩時間はありません。

※合格発表は、掲示板への掲示の1時間後に、世羅町ホームページへ合格者の受験番号が掲載されます。

※合格発表について、電話でのお問合せはできません。

※感染症や気象等の状況によっては、試験日程を変更する場合があります。

6 合格から採用までの経過及び給与等

- (1) この試験に基づく合格者の採用は、原則として令和9年4月以降に行います。
- (2) 給与は4年制大学新卒者で初任給225,600円のほか諸手当(扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当等)が支給されます。なお、学校卒業後職務に関する有用な経験を有する者等については、それぞれ別に定めるところによって上記の額に増額して決定されます。
- (3) 勤務時間は原則として平日(月曜日～金曜日)の8時30分から17時15分までの7時間45分(休憩1時間)です。
- (4) 合格者は、各試験項目の成績を総合的に勘案して決定します。最終合格者は世羅町職員採用候補者名簿に登載され、この名簿に基づき任命権者が採用者を決定します。
- (5) 受験資格がないこと、又は申込書の記載内容が正しくないことが判明したときは、合格・採用を取消します。
- (6) 最終合格者数は、採用見込数と辞退見込数とを基礎として決定されますので、合格しても採用されないことがあります。採用はすべて条件付で、原則として採用から6か月間を良好に勤務したとき正式採用になります。

7 第1次試験受験上の注意事項

- (1) 郵送された受験票に写真を貼って、試験当日持参してください。
- (2) 携帯電話等の使用はできません。時計としての使用も禁止しますので電源は必ず切ってください。スマートフォン等も同様に使用できません。
- (3) 教養試験の解答用紙は、マークシート方式になりますので、筆記用具(芯先の丸いHBの鉛筆と消しゴム)を持参してください。
- (4) 試験会場は冷房が入りますので、寒い場合は上着などで調整してください。
- (5) 試験会場は「禁煙」となっております。

8 その他(日本国籍を有しない職員の担当業務等について)

日本国籍を有しない外国籍の人は、「永住者」又は「特別永住者」の在留資格を令和9年3月までに取得できる人が受験できます。

(参考) 日本国籍を有しない職員の任用原則

「公権力の行使又は公の意思の形成に参画する公務員については日本国籍を必要とする。」という公務員の基本原則に基づき、世羅町では外国籍の職員は次の業務及び公の意思の形成に参画する職に就くことができません。

(1) 公権力の行使にあたる業務

- ・ 町民の権利又は自由を一方的に制限することとなる業務
- ・ 町民に義務又は負担を一方的に課することとなる業務
- ・ 町民に対して強制力をもって執行する業務

(2) 公の意思の形成に参画する職

本町の行政について企画立案決定等に関与することで、専決権を有する職(ライン職)の課長以上の職が該当します。

9 注意事項

この試験は、世羅町職員の採用試験であり、国家公務員、都道府県及び他の市町村職員の採用試験ではありませんのでご注意ください。

第1次試験会場周辺地図



なお、試験会場への駐車については、会場正面に駐車場があります。会場周辺の空き地などに停めることはできません。

自然災害時等の対応について

台風・自然災害等の気象条件その他の事情により試験日程を変更する場合には、世羅町ホームページにてお知らせします。また、試験当日は、原則電話の取次ぎができません。ただし、やむを得ない急用の場合は、お問合せ先電話番号へ連絡してください。

<お問合せ先>

世羅町役場 総務課総務係（職員事務担当）

郵便番号 〒722-1192

住 所 広島県世羅郡世羅町大字西上原 123 番地 1

電話番号 0847-22-1111（平日 8 時 30 分～17 時 15 分）

ホームページ <https://www.town.sera.hiroshima.jp>



いつまでも住み続けたい日本一のふるさと

世 羅 町